

地方創生起業支援事業について

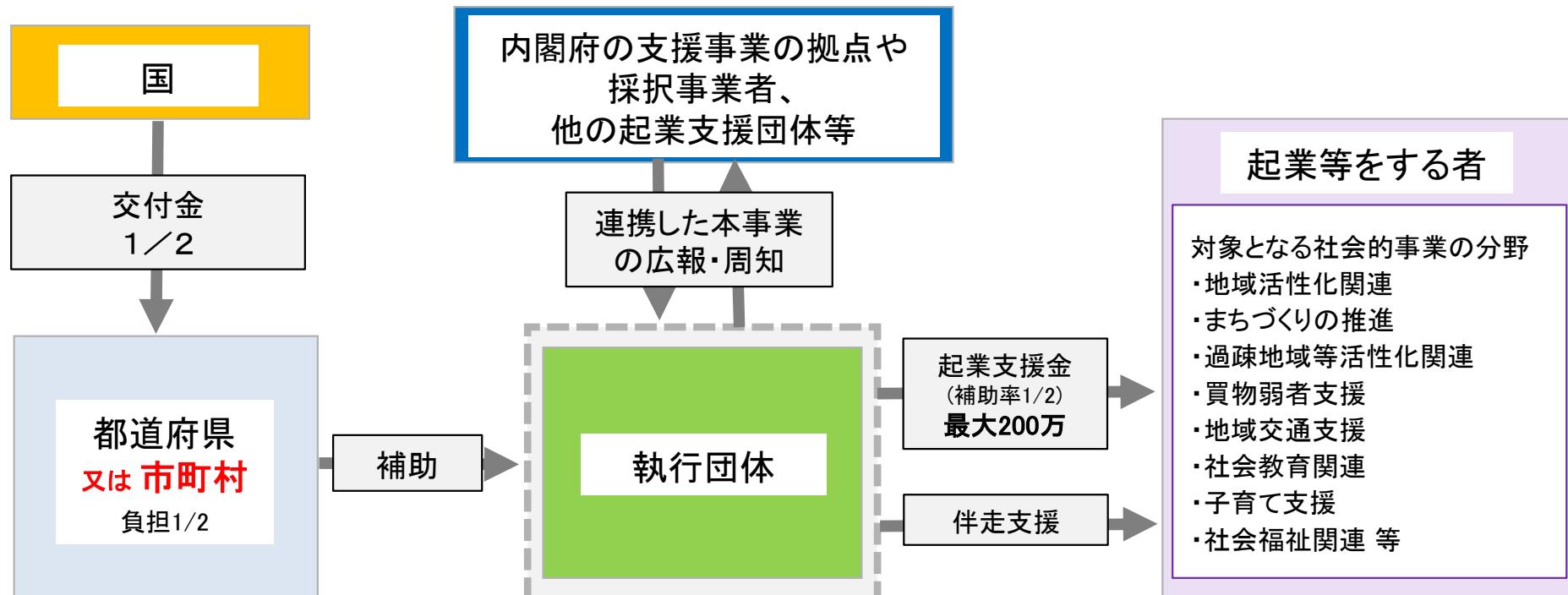
令和8年1月

内閣官房地域未来戦略本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

地方創生起業支援事業

概要

- 東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足解消のため、地方における地域課題の解決を目的とした起業等（事業承継、第二創業を含む）を支援する事業。
- 各都道府県又は各市町村が実施計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的とした起業等をする者に対して、起業等に必要な経費の一部を「起業支援金」として支給(補助率1/2、最大200万円)。令和7年度第2回申請分から申請主体に市町村を追加。
- 各都道府県又は各市町村は、公募を通じて執行団体を選定し、執行団体は起業等をする者の公募から採択までの業務を含めた一連の業務及び起業等に関する伴走支援を行う（執行団体への補助最大1,000万円）。
- 令和7年度は43道府県が実施（東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府及び市町村は実施せず）。



事業主体

- 本事業を行う都道府県又は市町村は、原則として、公募を通じて選定した執行団体に対して補助を実施し、間接執行の仕組みにより事業を実施することとする。
- 執行団体は、一事業体又は複数者による共同事業体であることとし、都道府県又は市町村ごとに一者選定する。
- 都道府県又は市町村が、本事業の実施にあたって、公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務及び起業等に関する伴走支援業務を事業目的の達成に必要な水準で実施することが可能な場合には、直接執行することができる。

対象地域

①東京圏以外の道府県や市町村

- ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及びこれら都県に属する市町村以外の道府県及び市町村

②東京圏内の条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※条件不利地域…東京圏において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村

(1) 起業等をする者が起業等に要する経費（起業支援金）

- 人件費（※）、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等

※人件費については、代表者や役員等の人事費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

◆ 上限金額：200万円以内 補助率：1/2

（費用負担の例） 上限金額を200万円、補助率を1/2とした場合

対象経費：400万円 → 国費 100万円／都道府県又は市町村補助 100万円／起業者負担 200万円

【参考】都道府県又は市町村から国への交付申請上限

・申請主体となる各都道府県又は各市町村の人口、法人数、実質GDP及び前年新設法人数等の指標に係る全国に対する比率等に基づいて導かれる合理的な支給者数に基づく額（ただし本事業全体の交付申請の状況に鑑みて交付決定額を調整する可能性あり）。

(2) 公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務に係る経費、起業等に関する伴走支援業務に係る事務経費

- 人件費（※1）、事務所等借料、謝金（※2）、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費（伴走支援事業の遂行上、必要となる経費）等

（※1）人件費については、各都道府県及び各市町村の職員に対する人件費は対象とせず、執行団体が本事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。ただし、各都道府県又は各市町村が本事業のために新たに雇用する臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）は対象とする。

（※2）謝金については、外部審査委員への謝金等の他、執行団体以外の起業支援機関等と連携した起業等に関する伴走支援業務等を行う場合、対象となる（都道府県の経費の取り扱いによって謝金以外の費目とすることも可能）。ただし、他事業と合同で実施する場合には、本事業に係る部分のみを対象経費とする。

【参考】都道府県又は市町村から国への交付申請上限（執行団体への補助額）：1,000万円以内 補助率：1/2

起業支援金の支給要件

次の①～③のすべてを満たすことが必要

- ①東京圏※以外の道府県又は市町村及び東京圏内の条件不利地域※においてデジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業等を行うこと
- ②国の交付決定日以降、各都道府県又は各市町村の定める補助事業期間完了日までに、個人事業の開業届出又は法人等（株式会社、合同会社、合計会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等）の設立を行うこと
- ③起業等をする都道府県内に居住していること、又は補助事業期間完了日までに居住する予定であること

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※条件不利地域…「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（一部過疎も含む）」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村

【地域課題（社会的事業）】 ※各都道府県又は各市町村が実施計画に定めることが必要

- | | | |
|----------------|------------------|---------------|
| ・地域活性化に関すること | ・まちづくりの推進に関すること | ・地域交通支援に関すること |
| ・子育て支援に関すること | ・過疎地域等の活性化に関すること | ・社会福祉に関すること |
| ・買い物弱者支援に関すること | ・環境に関すること | |

【デジタル技術】

キャッシュレス決済、Web予約システム、ECサイト販売、SNS等での情報発信、Wi-Fi環境整備など、事業に資するもの。

起業等をする者の義務

- ①実施状況報告（交付決定事業の完了後、5年間、当該事業の実施状況を当該都道府県又は市町村へ報告）
- ②取得財産の管理・処分の制限（取得価額が1件当たり50万円以上の財産について、その処分等につき大臣、都道府県又は市町村）の承認が必要）
- ③交付決定事業の経理（帳簿や支出の根拠書類について、当該事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存が必要）